

水銀排出施設の設置者 様

静岡市長 田辺 信宏
(環境局環境保全課)

水銀大気排出規制に係る粒子状水銀濃度の測定省略について (情報提供)

日頃から、環境保全行政の推進につきましては、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月 1 日から水銀大気排出規制が開始されたことに伴い、水銀排出施設の設置者におかれましては、排出ガス中の水銀濃度測定をお願いしてきたところですが、事業者の負担を軽減する観点から、一定の条件を満たすことが確認できた場合、粒子状水銀濃度の測定を省略できる規定があることを情報提供します。

詳細は、裏面に記載の関係法令及び別添の環境省作成資料をご参照ください。
なお、この場合であっても、3 年に 1 度は粒子状水銀濃度の測定が必要です。

(粒子状水銀濃度の測定を省略できる条件)

連続する 3 年の間継続して、以下のいずれかを満たす場合

- 1 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限未満
- 2 測定結果の年平均^(※)が $50 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5 % 未満
- 3 測定結果の年平均^(※)が $50 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5 % 未満、かつ、粒子状水銀の濃度が $2.5 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 未満

(※) 連続する 1 年の間の定期測定の結果を平均して算出した値。再測定を行った場合は、再測定の結果 (「定期測定及び 3 回以上の再測定」のうち、最大値・最小値を除くすべての結果の平均値) を用いて、年平均値を算出する。

問合せ先

静岡市環境局環境保全課
担当：和田、小田、北野
外線：054-221-1358
内線：81-4725

○大気汚染防止法（抜粋）

（水銀濃度の測定）

第十八条の三十五

水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

○大気汚染防止法施行規則（抜粋）

（水銀等の排出基準）

第十六条の十七

2 水銀排出施設が、連続する三年の間継続して次のいずれかの要件を満たす場合は、当該施設のガス状水銀の濃度が前項に規定する排出基準を満たすことをもって当該施設の排出基準を満たしているものとみなすことができる（当該期間において、当該施設について法第十八条の三十の規定による構造等の変更の届出を行わない場合に限る。）。

- 一 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること
- 二 次条第一号イからニの測定の結果（同条第三号の規定による再測定を行った場合は、同条第四号の規定による測定の結果とする。）の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、五〇マイクログラム未満である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が五パーセント未満であるもの
- 三 次条第一号イからニの測定の結果（同条第三号の規定による再測定を行った場合は、同条第四号の規定による測定の結果とする。）の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、五〇マイクログラム以上である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が五パーセント未満であり、かつ、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、粒子状水銀の量が二・五マイクログラム未満であるもの

（水銀濃度の測定）

第十六条の十八

二 前条第二項の規定を適用する施設にあつては、前号イからニの測定（以下この条において「定期測定」という。）において粒子状水銀を測定することを要しない。ただし、三年を超えない期間に一度以上、ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定することにより、前条第二項各号のいずれかの要件を満たしていることを確認すること。

粒子状水銀濃度の測定の省略

粒子状水銀濃度の測定の省略

○事業者の負担を軽減する観点から、一定の条件を満たせば、**ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす(粒子状水銀濃度の測定を省略する)**ことができる。この場合であっても、**3年に1度は粒子状水銀の測定は必要。**

(新省令第16条の17第2項、第16条の18第1項第2号)

粒子状水銀濃度の測定を省略できる条件

○**連続する3年間の間継続して**、以下のいずれかを満たす場合

- ① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限未満
- ② 測定結果の年平均^(注)が $50\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満
- ③ 測定結果の年平均^(注)が $50\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が $2.5\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 未満

(注) 連続する1年間の定期測定の結果を平均して算出した値。再測定を行った場合は、再測定の結果(「定期測定及び3回以上の再測定」のうち、最大値・最小値を除く全ての結果の平均値)を用いて、年平均値を算出する。

当該資料は、平成30年2月に環境省が開催した「水銀大気排出規制に係る水銀測定法等に関する説明会」の説明資料から抜粋しています。

粒子状水銀濃度の測定の省略

【問10】

一定の要件を3年間満たせば粒子状水銀の測定濃度を省略することができるとの規定があるが、改正法の施行前の測定結果も含めてよいか。

改正法施行後3年間、規定の要件を満たしている必要があり、**施行前の測定結果は対象となりません。**

【問11】

粒子状水銀の濃度測定を省略することについては、必要な要件を満たせば、水銀排出者の判断で実施してよいか。

水銀排出者の判断で実施しても差し支えありません。ただし、所管自治体から説明を求められた際に、**根拠となる測定結果を示して必要な要件を満たしていることを説明できるようにしておく必要があります。**